



16 諸文科高236号

財団法人日本高等教育評価機構
設立代表者 大沼 淳

平成16年10月19日付けで申請のあった財団法人日本高等教育評価機構
の設立を、民法第34条の規定によって許可します。

平成16年11月25日

文部科学大臣 中山 成 彬

